

4 適正な公園利用の推進に関する事項

我が国の国立公園は、土地所有に関わらず指定する「地域性自然公園制度」を採用しており、より能動的な管理運営が求められており、国、地方公共団体、地域住民、民間企業、NGO等、土地所有者、公園利用者等多様な主体が役割分担のもと、管理運営に参画することが必要になっている。

(1) 公園利用施設の整備及び維持管理

ア 各地区の利用形態及び整備方針

層雲峡集団施設地区

当公園最大の利用拠点である。北海道観光ルートの主要経由地ともなっており、利用者数は非常に多い。利用形態は、道路からの層雲峡峡谷景観の探勝と宿泊が主体である。

良好な地区景観を形成するため、再整備計画(上川町策定「層雲峡プラン65」)及び層雲峡集団施設地区整備方針に基づき施設整備を行ってきたが、自然探勝のための歩道等の施設が少ないため、今後これらの施設の整備を行うとともに、ビジターセンターの運用等ソフト面の充実により、自然体験型の滞在利用への転換を図る。

銀河流星ノ滝地区

層雲峡峡谷の最大の名所である銀河ノ滝、流星ノ滝を中心とした地区で、多くの利用者が訪れることから、興味対象周辺の園地・園路・休憩所の整備等、滞留地点としての快適な利用が維持できるよう地区内の整備を図る。

周囲の渓谷は優れた景観資源であるが、崩落等の災害のおそれがあることから、利用施設の設置に当たっては安全性の確保に充分努めることとする。なお、防災の措置を行う場合には、当地区最大の魅力である峡谷景観に対して十分配慮する。

勇駒別集団施設地区

自然林に囲まれた温泉地であり、空港から近く、旭岳方面への登山口となっている。周辺の恵まれた自然環境や立地条件を活かした利用拠点として整備を図る。特に自然観察、森林探勝等の自然探勝、環境教育の場としての利用の促進を図ることとし、そのための自然観察路、ビジターセンター、園地、休憩所等について、計画的に再整備を図る。また、宿舍等の建築物は、良好な自然林の景観を維持するために適当な間隔をおいて整備するものとし、デザインを統一するなど、良好な町並みの形成を進めるものとする。

天人峡地区

天人峡峡谷の狭あいな河川沿いの地区であり、羽衣の滝、あまつ岩等峡谷沿いの景勝の探勝拠点及び温泉保養地としての性格を有している。周囲の急峻な地形は優れた景観資源であるとともに、災害の危険性をはらんでいる。防災の措置を行う場合には、当地区最大の魅力である峡谷景観に対して十分配慮する。

白金温泉地区

十勝岳をはじめとする十勝連峰各ルートの登山口として及び温泉保養地としての利用が主体である。十勝岳噴火関連の防災工事が進んでいる。当地区には、良好な自然環境の中に、

野営場、野鳥の森、自然探勝歩道が整備されており、快適に利用できるよう施設の充実を図る。また、十勝岳噴火関連防災施設においても景観に配慮した施設の整備を図る。

吹上温泉地区

白銀荘を中心に古くから登山利用の基地となされてきた地区である。周囲を優れた針葉樹林に囲まれており、森林の風致にも優れている。今後、豊富な温泉資源を活用しながら登山基地としてのほか、野営、保養等の利用施設の充実を図り、多様な地区利用を促進する。

なお、現在無立木地となっている林間スキーコースの利用について、関係機関で調整を図る。

十勝岳温泉

ヌッカクシ富良野川沿いの高標高の急傾斜地に登山保養地として宿舎施設が点在している。上ホロカメットク山、富良野岳、三段山等日帰り利用の可能な山岳に囲まれておりルートも多い。吹上温泉とともに登山の拠点として適切な整備を図るとともに、温泉地区周辺の滝等景観資源を活かした軽ハイキング利用、自然を活かした園地利用、温泉浴利用等により、多様な地区利用を促進する。

糠平集団施設地区

本公園東大雪地域最大の利用拠点である。近年のアーチ橋探勝客の増加、宿舎事業者の努力等により利用者数の回復が期待される。温泉浴利用がみられるほか、冬期もスキー場利用者の安定した入り込みがある。利用形態は、宿泊が主体で、通過観光型に近いが、地区内に博物館や野営場、湖畔探勝の園地等が整備されており、民間による自然ガイドなども行われている。地区内には廃屋や外観の老朽化した建築物等が放置される等、景観上問題となっている。今後、上士幌町の「ひがし大雪エコミュージアム構想」とも連携し、滞在型の自然とのふれあいが可能な利用拠点として再整備計画の検討を進める。

十勝三股集団施設地区

石狩連峰、ニペソツ、西クマネシリ等の高い山岳に囲まれた静かな高原である。

今後は、自然回復を行う場及び自然回復の過程を学習する場として関係機関と調整を行いつつ、必要に応じて整備を検討していくこととするが、当面は自然環境の回復に努めるものとする。

然別湖畔

当公園唯一の大きな自然湖沼である然別湖とその集水域に広がる良好な自然林、豊富な野生動物相に恵まれ、湖畔という景観的にまとまりのある地域にあるため、風致は非常に良好に保たれている。利用形態は、良好な自然景観と自然環境を活かした軽登山、ハイキング、湖水利用、野営利用等多岐の自然探勝利用がなされている。鹿追町等地元関係者が合意作成した「然別湖周辺環境整備事業」に基づき、老朽化した施設の再整備、再配置が進められてきた。

今後、地区の特性を踏まえた自然とのふれあいの場として活用するため、既存道路を含む利用施設の整備には慎重な配慮を払うとともに、適正な利用に努める。

菅野温泉

古い温泉旅館のほか、野営場、園地等の施設が整備されている。利用形態としては従来か

らの温泉を利用した保養型の利用形態である。今後も基本的な利用形態を変化させず、現在の施設を維持充実する。

トムラウシ温泉

トムラウシ山、沼ノ原方面への登山基地である。町営宿舎、野営場、園地等の施設が整備されている。利用形態としては登山基地のほか、温泉保養が主体である。

今後、霧吹の滝等自然景観資源の活用、展望地の整備によって、自然探勝利用の充実を図る。

山岳地域

表大雪地区、十勝連峰南部、トムラウシ山を中心として登山利用が盛んに行われており、登山道も多く存在するが、これらの歩道においては近年登山者の増加に伴い、登山道周辺の植生の踏みつけ、雨水による歩道の洗掘等の荒廃がかなり目立つようになっている。また、石狩岳、ニペソツ山等には、代表的な主稜線の歩道及び登山歩道が存在しているが、管理が行き届かない部分もあり、登山道の荒廃や、木道等の施設が不足しているために植生の荒廃、衰退がみられる。

今後、高山帯、特に湿性の植物群落及び湿原植物群落の保護を図ることが緊急の課題であるとともに歩道路線ごとの管理水準と管理方針を定め、利用者数が多く自然度が高い箇所のうち、緊急性及び重要性の高い箇所から適切な歩道の維持管理及び整備を行い、計画的な管理を図る必要がある。さらに、標識やルート標示の統一を進めるものとする。

イ 各種公共団体事業

直轄事業

三位一体改革に伴う国立公園の整備における国と地方の役割分担に基づき、国立公園の保護上及び利用上重要な公園事業施設について、計画的に整備を行う。

また、整備に当たっては、CO₂の発生を抑制するよう留意する。

地方公共団体による事業

国立公園の整備における国と地方の役割分担に基づき、環境省直轄事業と連携を図り、地域的に必要な公園事業施設について整備を図る。

既に整備した公園事業施設については、利用者の安全性及び施設の供用を長期間可能とするため適切な維持管理を行うこととし、施設が老朽化した際には再整備を検討する。

ウ 一般公共施設

一般公共施設の事業の実施については、事業の円滑な実施を図るため、各事業主体別に毎年度末、翌年度の公共事業のヒアリングを実施し、基本的な調整を行うこととする。

(2) 利用の制限

ア 自動車の利用規制

現在規制されている地域

- ・ 銀泉台及び高原温泉：「大雪山国立公園高原温泉・銀泉台地区自動車利用適正化対策連絡協議会」において、紅葉の混雑期の土日祝日等について、一般車両の通行規制とシャトルバスの運行を関係機関の協力のもと実施しており、今後とも適正な利用を実施する。
- ・ 層雲峡市街地：層雲峡集団施設地区等交通システム協議会において、紅葉期等の混雑期の土・日・祝日について、車の渋滞・違法駐車問題解決のため、駐車場等への適正な誘導システム等の導入を図り、関係機関の協力のもと実施する。
今後検討すべき箇所
- ・ 勇駒別集団施設地区及び天人峡地区：紅葉の混雑期の土日祝日等について、一般車両の通行規制とシャトルバスの運行の可能性を関係機関で検討する。

イ 野営の規制及び誘導

山岳地帯における野営指定地は、公園計画に基づく正式な野営場ではなく、登山による無秩序な野営が植生の破壊を引き起こしたりヒグマを誘引したりすることを防ぐため、環境省、林野庁、北海道（道有林を含む）及び市町（以下「山岳関係行政機関」と略称）の合意として定めているものである。各機関が協力して野営場及び野営指定地以外での野営の禁止を指導する。また、野営の現状、課題等を踏まえ、必要に応じて野営指定地の見直しや管理方針について山岳関係行政機関において協議していく。

現在指定されている野営指定地は、次の12か所（別添図5参照）であるが、周囲の生態系に与えている影響や登山の利用状況等に留意し、必要がある場合には削除や追加、あるいは位置の変更について、地元山岳会及び公園利用者等の意見を踏まえ、山岳関係行政機関で検討する。

野営指定地：上ホロカメットク、美瑛富士、双子池、ヒサゴ沼、忠別岳、沼ノ原大沼、白雲岳、裏旭、黒岳、ブヨ沼、小天狗のコル、トムラウシ南沼

毎年パークボランティア等の協力を得てロープ柵を設置している野営指定地は裸地の拡大が止まっているのに比べ、設置していない箇所では、指定地周辺での無秩序な野営により高山植物帯の裸地化が進行している。ボランティア活動の限界を超える対応が必要な箇所については、公園利用者の意見も参考にしつつ、山岳関係行政機関等による対応を検討する。

既存トイレの汚物のヘリコプターによる搬出等の費用捻出が課題となっている。また、トイレがない野営指定地について、汚物やティッシュペーパーの散乱や排泄時の植生帯の踏み荒らしが問題になっているが、利用頻度が高くかつ山岳関係行政機関やボランティア等による汚物搬出等維持管理の体制や利用者を含めた関係機関等による費用負担の目途がたった場合等には、歩道付帯施設としてのトイレの設置を検討する。

併せて、携帯トイレ用のトイレブースの設置等、携帯トイレの利用を促す対策の実施を進める。

野営指定地において、長期間のテント設置による独占的占拠や食料等の不適切な管理によるヒグマ等野生動物の誘引が問題となっている事例がみられることから、適切で安全な野営利用について指導する。

ウ 夏スキーの規制

- ・ 旭岳、裾合平、赤岳、凌雲岳等で行われているが、一部で雪解け時に植生の踏み荒らしの問題が生じている。
- ・ 山岳関係行政機関は、歩道から雪渓に直接到達できなくなった時点で、その雪渓上でのスキーの禁止を周知徹底するよう、監視員による指導の強化やロープウェイ会社の協力を求める。

エ 車馬・動力船の規制

- ・ 自然公園法に基づき車馬・動力船の使用、航空機の着陸が規制されている地区及び湖沼について、関係機関等と協力して標識の設置等により公園利用者への周知徹底を図る。
- ・ 蓄電池式小型船外機付きカヌーや自転車も規制対象であることを周知徹底する。
- ・ スノーモービルについては、悪質な違反者も多く見受けられることから、チラシ配布等の広報に力を入れるとともに、合同パトロールを実施する等、警察や関係機関との連携により、取り締まりを強化するものとする。

オ 登山道での自転車等車馬の乗入れの規制

登山道への自転車の乗入れは、高山帯や亜高山帯のほとんどの区域において自然公園法に基づく車馬の乗入れ規制の対象となっており、歩行者の安全を損なうばかりでなく、歩道施設の損傷及びはみ出しによる高山帯の脆弱な周辺環境を破壊するおそれがあるため、登山道へ自転車を含む車馬の乗入れをしないよう公園利用者に周知指導する。

カ 植生保護のための立入り規制

- ・ 高山帯や亜高山帯の植生が分布している地域（林床を含む）においては、歩道外の立ち入りによる植生の破壊、裸地化が生じている。
- ・ このため歩道外への立ち入りを原則として規制し、登山者やハイカーに対し、高山帯の自然の脆弱さや植生復元の困難さについて理解を深めるよう標識、パンフレット、運輸機関のアナウンス等により啓蒙を図る。
- ・ 規制に当たっては、山岳関係行政機関が協力し、各種パトロール体制の協力を得て公園利用者を指導するものとする。特に特別保護地区内の脆弱な湿地帯や高山植物帯の歩道外への立ち入りについて、再三の指導に従わず植物を踏み荒らす行為を繰り返し行うなど悪質な場合には、高山植物の損傷行為として各機関が法的手段も含めて対応を検討する。
- ・ 状況によっては、今後、公園計画の変更により立入り規制地区や利用調整地区を指定することも検討するものとする。

キ 山岳地帯へのペット類の持ち込みの自粛

山岳地帯への犬などペット類の持ち込みは、エゾナキウサギなどの野生動物への脅威（鳴声、におい、伝染病の可能性等）となるだけでなく、必要以上にヒグマを興奮させてしまう危険性もあり、山岳関係行政機関は監視員や公園事業者の協力を得て公園利用者に自粛を呼びかける。

(3) 利用者の安全対策

ア 火山活動

十勝岳の噴火に伴う泥流等の発生について、美瑛町及び上富良野町防災計画により、62 火口付近が立入禁止区域に指定され、望岳台周辺及び白金温泉周辺が第 1 危険区域に指定されている。通常時は防災計画に基づき対応するとともに、噴火兆候時には災害対策基本法に基づき設置される災害対策本部の指示に従い、公園利用者の安全を図る。

イ 有毒ガス地帯

旭岳姿見の池噴気口に北海道が立ち入り防止柵を設置している。また、中央火口の御鉢平カルデラ(有毒温泉)では立入規制を実施しており、高原温泉から空沼への途中にある噴気現象、通称「ヤンベ温泉」については、陥没の危険性があるため、歩道を迂回させている。今後とも立ち入らないよう適切な措置を行う。

ウ 渓谷(落石)

層雲峡峡谷線道路(小函自転車道)について、管理者である上川町は落石等による災害が懸念されることから通行止めを行っており、安全の確保が確認されるまで供用を開始しないものとする。また、落石の危険がある箇所については、落石の防止や注意喚起等に関し必要な措置を講じる。

エ ヒグマ

ヒグマは本公園の全域にわたって生息しているが、特に紅葉期にはヒグマの行動圏ともなっている高原温泉の高原沼を巡る登山コースに利用者が集中することから、関係機関の協力により立入時間を限定するとともに、ヒグマパトロールを実施し必要に応じて立入規制を行っている。今後とも利用者の安全とヒグマの生息環境を確保するため、立入規制等の適切な実施を図っていく。

また、国指定大雪山鳥獣保護区管理棟(ヒグマ情報センター)において実施されている啓発活動の内容と関係機関の情報を連携させ、情報収集・提供のネットワーク化について検討する。

オ 登山

近年、中高年の登山者が増加し、また、地形図や天気図の読図力に欠けるなど基本的な登山技術の不足するハイカーが高山帯の登山を行い、初歩的なミスにより事故を起こすケースが問題視されている。大雪山は本州の 3,000 メートル級の山岳に匹敵する厳しい気象条件であり、技術、体力、装備、経験者の同行が必須であることを遭難対策協議会等を通じ広く呼びかける。

旅行エージェントによる山岳ツアーも多くみられるが、一部には歩道外を通行したり、避難小屋の利用上のマナーが悪いツアーも見受けられる。また、引率者人数が少ないにもかかわらず

ならず1団体の人数が多く、緊急時の安全対策上問題のあるケースもある。今後関係機関で、適切な公園利用に即したツアーへの誘導について、観光連盟を通じた呼びかけなど対策を検討する。

登山道の状況や残雪状況及びヒグマ情報など、登山者に対する適切な情報提供が行えるよう、関係機関等の情報交換を密接にし、ビジターセンターや登山事務所、ロープウェイ駅等で共通の情報が提供できるよう関係機関で検討する。

(4) 普及啓発

ア 利用者タイプ別基本方針

日帰り観光客に対する方針

単なる名所の通過型観光にとどめることなく、自然に対する理解や訪問者が守るべきルールについて利用者の理解を深めるため、大雪山を特徴づける景観の成り立ちや動植物の生態などを分かりやすく情報提供するよう努める。

また、手軽に楽しめる散策コースの整備を図り、ビジターセンタースタッフやパークボランティア等による自然解説やセルフガイドパンフレットなどソフト面の充実もあわせ、自然とのふれあいができる利用への誘導を図る。

宿泊観光客に対する方針

自然に対する理解を深めるための時間や機会は、日帰り観光客よりも格段に増やすことが可能であることに留意する。

各宿泊施設の役割が大きく期待され、周辺の自然を紹介・解説したビデオ、本などをロビーや各部屋に配備し、従業員等が周辺の見所や自然情報を説明できる体制を整えるなど、公園事業者としての資質を高めるよう協力を求める。

また、ヒグマの出没や登山道の危険箇所等の情報を宿泊施設で提供できる体制を整える。

さらに、公園事業者やビジターセンタースタッフ、パークボランティア等による早朝観察会等の展開を図る。

ハイカー、登山者に対する方針

自然に親しむという目的意識が強い利用者が多いが、自然への理解をより深めるため、各種セルフガイドパンフレットや自然解説板の整備を図る。

また、高山帯などの自然の脆弱さや自然の成り立ちについての理解が十分でない利用者も見られるため、マナーを無視した自然とのふれあいは自然環境の破壊につながることを分かりやすく知らせる。

ツアー登山については、ガイドの資質の向上により、自然環境への影響軽減を図る。

イ 各地区ごとの方針

層雲峡集団施設地区周辺

- ・ ロープウェイ利用者やホテル、民宿等の宿泊者に対し、自然情報や利用マナーの情報提供を関係機関及び公園事業者等で積極的に進める。このため、ビジターセンターの利用推

進に努め、自然情報の提供やパークボランティアの活動拠点とする。

- ・ ロープウェイ、リフトや以下の散策適所等をエコミュージアムのフィールドととらえ、ビジターセンターと積極的に関連を持たせる。
- ・ 石狩川対岸の園地からパノラマ台にかけての一带は、エゾリス、エゾシカ、クマゲラなどのほか、北海道の高地で見られる植物や昆虫の観察場所として最適であり、自然観察舎を中心に解説板やセルフガイドパンフレット等の整備を図るとともに早朝自然観察会の開催を検討する。
- ・ 紅葉谷歩道は、良好な自然林や渓谷美を堪能できる格好の場であり、オオルリやキビタキなど野鳥類も多く見られる。自然探勝路として整備を図るとともにセルフガイドパンフレットの整備を図る。
- ・ 大函、銀河流星の滝周辺については、自然解説板やセルフガイドパンフレットを整備するとともに、ビジターセンタースタッフ、パークボランティア等による自然解説を検討する。

勇駒別集団施設地区

- ・ 亜高山帯の自然が良好に残された地域であり、ロープウェイに集中している利用の分散を図る観点も踏まえ、既存自然探勝路の再整備及び既存クロスカントリーコースの活用を図る。また、歩くスキーの利用をさらに推進すべく策定された東川町のノルディックの森構想による、四季を通じて利用できる自然探勝路の整備を検討するとともに、セルフガイドパンフレットの整備等を積極的に図る。
- ・ ビジターセンタースタッフ、パークボランティアや東川町自然監視員等による集団施設地区内や姿見園地周辺の自然解説を推進する。

糠平集団施設地区

糠平温泉自然探勝路（小鳥の道）は樹林帯や渓谷に面した変化に富んだ自然探勝ができるコースである。また、整備を進めている北海道自然歩道線歩道は、アーチ橋等も鑑賞でき、多様な自然体験が可能なコースである。関係団体とも連携しながら、セルフガイドパンフレットの整備や各ホテル等での情報提供などにより積極的な活用を図る。

十勝三股集団施設地区

エゾシカ、エゾモモンガ、エゾリス、クマゲラ等が生息し、湧水による湿地や典型的な倒木更新が観察できる森など、野生動物との出会いや多様な自然の観察等、質の高い自然体験ができる地区である。今後、必要に応じ自然解説活動等ソフト面も含めた整備を検討する。

然別湖畔地区

大雪山を代表する針広混交林の良好な自然林が広がる地域である。民間による自然体験サービス事業が行われており、自然観察会も行われている。今後、セルフガイドパンフレットの作成等を実施する。

白金温泉地区

十勝岳の大正泥流に成立した自然林等が広がる地域であり、周辺の望岳台等では火山活動に起因する地形や高山植物等も観察できる。環境省が野鳥の森や遊歩道を整備しており、今後、セルフガイドパンフレットの整備を図るとともに、白金インフォメーションセンター（公

園外)との連携も図り、これらの施設の積極的活用を図る。

ウ 自然に親しむ運動

現在、環境省及び地元町主催による自然観察会が勇駒別集団施設地区、天人峡、然別湖等で行われており、それ以外にも自然に親しむための各種の行事が関係行政機関により随時実施されている。

今後さらに推進すべき地域として、特に次の地域を重点的に検討する。また、実施に当ってはパークボランティアの積極的参加を呼びかける。

- ・ 層雲峡周辺
- ・ 黒岳7合目周辺
- ・ 天人峡、勇駒別周辺、姿見の池周辺
- ・ 白金温泉周辺
- ・ 糠平温泉周辺
- ・ 十勝三股周辺
- ・ 然別湖周辺

エ ビジターセンターの利用、運営

管理主体、運営方法

現在、博物展示施設は層雲峡、勇駒別に設置されており、類似施設としては、高原温泉(ヒグマ情報センター)、糠平温泉(町立博物館)に設置されている。

糠平については、新規の施設の設置が検討されており、今後運営方法も含め関係機関で検討を進める。

行事計画

各ビジターセンターで行われている自然解説活動が、必ずしも多くの利用者に情報として伝わっていないことから、マスコミや宿泊施設、交通機関のターミナル等で年間行事計画を積極的に情報提供していく。

利用者に対する情報提供の方法

整備や再整備が予定されているビジターセンターについては、開放的な利用情報カウンターを内部に設けるなど、マンツーマンによる情報提供を積極的に行えるよう留意する。

また、パークボランティアが常駐できる体制を整え、積極的な参加を呼びかける。

さらに、気象情報、動植物の生息情報、利用規制、アクセス、利用マナー等について、リアルタイムに情報を提供できるよう、情報掲示板などを工夫する。

ビジターセンター相互の情報交換とその活用

リアルタイムの自然情報等をお互いに交換し利用者に提供できるよう、ファックスやインターネット等の積極的活用を検討する。

また、関係行政機関の協力のもと、広く一般の人に対して、インターネット等で公園利用前に情報提供することについて検討する。

その他ビジターセンター的施設との連携、情報交換等

層雲峡自然観察舎の有効活用や、町、白金インフォメーションセンター、国道除雪センター、民間施設等との情報交換を検討する。

オ ゴミの持ち帰りの徹底

ゴミ、残飯等の放置や穴埋めは、他の公園利用者に不快感を与えるばかりでなく、野生動物や周辺の植生に悪影響を及ぼしており、特に、ヒグマにゴミあさりや人間に接近する習慣をつけてしまうことにつながる。このため、国立公園に関係するすべての関係機関及び公園事業者等はゴミの持ち帰りの重要性を公園利用者に周知徹底し、指導するよう努める。

カ 携帯トイレ利用と持ち帰りの徹底

トイレの無い山岳地帯では、登山道を離れて身を隠して用を足すために高山植生への立ち入りが見られ、高山植生の破壊に繋がっている。このため、関係機関で連携して、携帯トイレの利用と持ち帰りの徹底を呼びかけるとともに、携帯トイレ利用ブース及び回収ボックスの設置に努めるものとする。

キ 公園利用マナーの徹底

以上の事項をより効果的に普及啓発するため、環境省、関係行政機関において、広く一般の人に対して、インターネット等で自然情報とともに公園利用マナーについても情報提供することを検討する。

(5) グリーンワーカー事業・パークボランティア活動

ア グリーンワーカー事業

グリーンワーカー事業は、国立公園や国指定鳥獣保護区において自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、地域の実情に応じた迅速できめ細やかな自然環境保全活動を推進し国立公園管理の向上を図ることを目的としており、今後とも活動を通じて国立公園管理を進めると共に、地域の管理体制づくりや自然に対する普及啓発を図る。

イ パークボランティア活動

パークボランティアは、現在、環境省北海道地方環境事務所へ登録している大雪山国立公園パークボランティアの数は129名であり、活動実施計画に基づき公園利用者に対する自然解説、観察会、美化清掃、特定外来生物の監視・捕獲協力等の活動を実施しており、公園の快適な利用や普及啓発の向上にむけ、今後とも積極的な協力を求める。